

## 行政評価市民評価実施方法の見直し（案）について

### 【行政評価市民評価実施方法の見直しにあたって】

行政評価市民評価は、評価の役割として、「市が実施する内部評価について、その妥当性を検証することにより、より効果的、効率的な改善策等を提示する」こととしており、そのための視点として、「評価は、主に必要性、緊急性及び効率性から、各施策・事業の妥当性を評価するものとする」と規定しています。

また、評価方法については、「評価は、事務事業市民評価シートにより、担当部課長等とのヒアリングを実施して行うものとする」とし、「委員会は、ヒアリングの実施後、委員による協議を行い、意見の集約を図った上で評価結果を取りまとめるものとする」と規定しています。

行政評価市民評価実施方法の見直しにあたって、杉原会長と事務局で事前協議を行わせていただいた結果、市民評価の役割や評価の視点、評価の方法については、今後も市民評価を行う上で重要な部分であり、これらの点については、委員の皆様も了解していただいている点であることから、今後も引き続き規定に沿った市民評価を実施していくものとし、見直しの意見が多くありました、「委員個別評価シート」の記載内容やヒアリング実施時の委員会運営について次のとおり見直しすることとします。

### 【見直し内容】

#### （１）委員個別評価シートの見直しについて

委員個別評価シートについて、旧シート（別紙１）を見直し、新シート（別紙２）とする。

- ①：必要性、熟度・緊急性、効率性ごとのチェック項目について、判断がつかない項目がありチェックができない、記載している内容が分かりづらいという意見が多いことから、３つの視点については、ヒアリングの際に提示するヒアリング資料（別紙４）に記載している評価の視点と同様「高い」・「低い」をチ

チェックする様式とします。

ヒアリング資料やヒアリング時の所管課の説明を聞いて、市民目線から見て、その事務事業の必要性、熟度・緊急性、効率性について、「高い」と思ったか、「低い」と思ったかをチェックすることにより、(資料4)で記載している市の内部評価との差異が分かり、最終評価を導き出す判断材料になると考えます。

②：内部評価の妥当性についての最終評価として、今まで同様6区分からの選択といたしますが、表現方法を統一することとし、「妥当である」・「おおむね妥当である」・「内部評価が高すぎるため、やや妥当ではない」・「内部評価が低すぎるため、やや妥当ではない」・「内部評価が高すぎるため、妥当ではない」・「内部評価が低すぎるため、妥当ではない」の6区分とします。なお、今まで同様、評価コメントとして、評価理由の詳細やより効果的・効率的な改善策等の提言など、自由意見を記載していただく様式とします。

③：評価の視点である、「必要性、熟度・緊急性、効率性」について、(別紙1)のように項目ごとの記載があった方が判断材料として分かりやすい場合があるとの意見があったことから、(別紙2)の参考資料として(別紙3)の市民評価シート参考シートを配布します。市民評価シート参考シートに記載している内容は、市が内部評価を行う際の視点としている内容でもあります。必要性等が「高い」と思うか、「低い」と思うかの一つの判断材料として参考シートを活用していただくこととし、(別紙3)は委員の手持ち資料とします。

## (2) ヒアリングにおける委員会運営の見直しについて

ヒアリングにおける委員会運営を見直すこととし、今までの時間配分等を見直し、新たな日程・時間配分(別紙5)とする。

①：ヒアリングについては、1日に3～4事業、1事業あたり40分～50分で実施していたため、1日最大150分～160分かかり、ヒアリングのみで委員会を閉会としていましたが、その日に行ったヒアリング結果について、感想等も含めた全体協議を行うことにより、委員個別の評価や全体評価の決定に

においてより一層活発な議論となるとの意見があったことから、ヒアリング終了後に30分間の全体協議の時間を設けることとします。

②：現在1事業のヒアリング時間は40分間（10分間の説明、30分間の質疑応答）としていますが、ヒアリング時間は現状のとおりとし、行政評価市民評価における委員会開催日数は、以前と同様7回とし、1回目に10事業の選定、2回目から5回目の4回を事業ヒアリング、6回目に全体のまとめを行い、7回目に報告書の市長提出とします。8月初旬に開催する行政改革大綱実施計画の進捗状況についての委員会開催を含めると、1年度8回の委員会開催となります。